

糸島市補助金設計書

所管課 介護・高齢者支援課

補助金名称	高齢者施設等改修支援事業補助金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	

【長期総合計画体系】

基本目標4_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策3_支援を必要とする人たちへの福祉の充実

施策②_高齢者の介護予防と自立した生活の支援

1 補助の目的

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等に対策を講じ、施設に入居する高齢者の安全安心な暮らしを支援する

2 成果指標

指標①	スプリンクラー整備		
目標値①	1	(単位)	箇所
指標②		(単位)	
目標値②		(単位)	
指標③		(単位)	
目標値③		(単位)	

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修、ブロック塀等の改修

【補助対象者】

高齢者施設を運営する事業者

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

既存の小規模高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)

【補助対象外経費】

上記以外の経費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】	100 %	又は	分の 定額補助
【補助限度額】	以下のとおり	円	
【積算根拠ほか】			
【補助限度額】	スプリンクラー設備(1000㎡未満) 9,710円/㎡、消火ポンプユニット +2,440千円/施設 自動火災通報設備 1,080千円/施設 (300㎡未満) 火災通報設備 325千円/施設 (500㎡未満)		
【積算根拠】	「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業		

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで